

令和5年度

第8回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月7日(月)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	河野 利治	○	6	財前 仁一	○	11	市成 信正	○
2	中野 正年	○	7	酒井 幸二	○	12	宗 一則	○
3	友延都茂子	○	8	和泉 陣	○	13	野田 富好	○
4	内田 勝夫	○	9	神田三重子	○			
5	佐々木弘幸	○	10	川野元憲司	○			

農地利用最適化推進委員 12名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 河野邦彦委員
岩坂信也委員 尾上慎一委員 内田勇一郎委員 田中健市委員 末廣潤一委員
板井伸博委員 秋成淳委員

事務局職員 5名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
真玉分室長 植田克己 香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第54号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について（賃借権決定）
- 議案第56号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第57号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地所有適格法人定期報告について
- (2) 農業用施設の届出について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 先日の研修会、大変お疲れでございました。 大変良い研修会が出来たのではないかと考えております。 今回新しい体制になって、農業委員、それから推進委員と合わせて初めての会議となります。 また、これから3年間よろしくお願いしたいと思います。 それでは、総会の前ですけれども、佐々木委員から一言ご挨拶がありますので皆さんよろしくお願いします。
5 番： 佐々木委員	おはようございます。 8月の初旬から体調をこわしまして、3か月程総会をお休みさせていただきました。 互助会の方からお見舞いをいただきまして、大変ありがとうございました。 今日からまた、復帰をしますので宜しくお願いします。
局 長	それでは、総会の方を進行していきたいと思います。 令和5年度第8回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員13名という事で、全員出席でございます。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっておりますのでご了承願います。それでは、会長よろしくお願いします。
議 長	あらためまして、皆さんおはようございます。 先ほど、佐々木委員からもありましたように、復帰していただいて13名全員の委員が揃っての総会という事であります。 まず、最初に、この秋の褒章者という事で、9番：神田三重子委員の最愛なる夫の泰仁さんが、藍綬褒章を受章されました。 保護司として、長年の活動が評価された事だとは思いますが、泰仁さん本人だけではなく、神田三重子さんの内助の功があつての事だと思います。 改めてお祝い申し上げます。本当におめでとうございます。 さて、天気にも恵まれて、稲刈りの方も順調に終わったのではないかと思いますし、田んぼを見ると、今立っているのは、飼料米かWCSではないかと思います。 ほんと暑い日が続いてきておりますけれども、明日、11月8日は、立冬という事で、暦の上ではもう冬でございます。 それにもかかわらず、夏日などが続いておりまして、皆さん、ほんと夜と昼の温度差が激しいので体調管理、特に、私を含めてご老体でありますので、体調管理に十分気をつけて、11月の業務に頑張ってくださいと思います。

	事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 66 番、所在が■■■字■■■■番■■■、地目は田、面積が 1,226 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 以上、申請事案は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ここで、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
4 番： 内田委員	はい。
議 長	4 番：内田委員。
4 番： 内田委員	この申請番号 61 番についてですけれども、譲受人の方は経営面積が 0 m²という事で、今まで経営した事がないという方の方ですけれども、これだけの面積の田んぼを購入して、経験とか、あるいは農業機械とか、そういうものは、あるのかどうか、その辺が分かれば、お知らせ願いたいと思います。また、■■■役員となっておりますけれども、この譲受人が■■■の役員かどうか、その辺も併せてお願いします。
2 番： 中野委員	地元の委員の仲間ですけど、この件につきましては、私の方にも、若干の相談がありまして、一応、■■■君という■■■の社長の甥っ子でありまして、いま、■■■の経営を 4 名で経営しているわけですが、今回、この人が将来的に■■■を継ぐという事で、いま現在 26 歳 24 か 25 ぐらいになると思うんですけれども、いま真剣に取り組んでおるんで、そういう事で、面積的には、0 ではありませんけれども、ほとんどの耕起とかいうものにつきましては、■■■君の親父さんも■■■の役員として、親子二人で頑張っておりますので、宜しくお願いします。
議 長	4 番：内田委員、今の説明でよろしいですか。
4 番： 内田委員	はい、分かりました。
議 長	2 番：中野委員ありがとうございました。 ほかに、ご質問ある方は、いらっしゃいませんか。 (ありませんの声)

議 長	ないようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認める事に決しました。 次に、議案第 53 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 53 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページと配布資料を合わせてご覧ください。 申請番号 4 番、申請地は、 字 番、地目が畑、面積が 471 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は、第 2 種農地です。 転用目的は一般住宅用地です。 市役所 庁舎の南西、約 km の場所に位置し、南が 及び に、北と東と西が に接しています。 転用者は市内に住む個人です。 利用計画についてですが、申請地と申請者の所有する北側の 520.97 m²を利用して建築面積 139.71 m²の木造平屋建て個人住宅を建築する計画で、事業全体面積は 991.97 m²となっています。 北側の と同じ高さまで 1 m 盛土して建築するという事で、市の環境課に、土砂等による埋め立て盛土及びたい積届出書が提出されています。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響はないものと考えられます。 汚水は、合併処理浄化槽を用い、雨水排水も、既存の水路に接続する計画です。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、工事費として 円を見込んでおり、全額自己資金で賄うということで、費用額を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可日から令和 6 年 8 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。 許可基準は、運用通知の第 2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e) で、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。 以上、提案します。

議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号4番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	さる、10月24日、私と、事務局と中野委員とで、現地を確認に行きました。事務局の説明とおり、問題ないと思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました2番：中野委員からも意見があればをお願いします。
2 番： 中野委員	10月24日に現地確認いたしました。 その時に、 さんもたまたまおまして、いろいろ話をする中で、この1筆については、国土調査の時に、宅地じゃなくて、畑にされたというようなご意見もありましたけども、まわりの現状から見ると、宅地にしていたとの事でご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 次に、議案第54号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。
事務局	議案第54号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の6ページ目と、配布資料を合わせてご覧ください。 申請番号19番、申請地は、 字 番、地目は田、合計面積が688㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、都市計画法に規定する用途指定が、第1種中高層住居専用地域の第3種農地です。 転用目的は一般住宅用地です。

市役所 庁舎の北東約 〇m の場所に位置し、北を 〇、東と西を 〇、南を 〇に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内に住む会社役員で、申請地に建築面積 110.96 m²の木造平屋建て個人住宅を建築する計画です。

盛土はせず、現状のまま整地し、境界にはコンクリートブロックを設置する計画です。周囲に農地はなく、営農に問題はないものと考えられます。

排水については、市の公共下水に接続し、雨水排水については、市道側溝に接続する計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として 〇円を見込んでおり、全額借入金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した住宅ローン仮審査応諾書の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年3月26日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号20番、申請地は、〇字 〇番、地目は畑、面積が125 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、都市計画法に規定する用途指定が、第2種住居地域の第3種農地です。

転用目的は建売住宅用地です。

市役所 庁舎の西約 〇m の場所に位置し、南を 〇、東と西と北を 〇に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は中津市で住宅建築、販売業を営んでいる法人で、申請地と隣接する宅地を利用して、建築面積 105.37 m²の木造2階建て建売住宅を建築し、モデルルームとして展示後、販売する計画です。

申請書に、宅地建物取引業者免許証の写しが添付されています。

道路の高さまで50 cmメートル盛土して整地し、境界にはコンクリートブロックを設置する計画です。周囲に農地はなく、営農に問題はないものと考えられます。

排水については、市の公共下水に接続し、雨水排水については、市道側溝に接続する計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として 〇円を見込んでおり、全額自己資金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年3月31日までを予定しており、転用行

為は確実に行為されると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号21番、申請地は、[]字[]番[]、地目は畑、面積469㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。

転用の目的は、一般住宅用地です。

市役所[]庁舎の北北西約[]kmの場所に位置し、北と西を[]、南を[]、東を[]に接しています。

申請者は市内に住む自営業の個人と会社員の共有名義で、申請地に建築面積157.33㎡の木造平屋建て住宅を建設する計画です。

盛土はせず整地する計画で、境界にはL型擁壁を施工するため、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではないことから、周辺農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、南側の公共下水道に放流し、雨水排水については、雨水樹を設置し、南側の市道側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはいません。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として[]円を見込んでおり、すべて借入れでまかなう計画で、金融機関の住宅ローン契約審査承認済書類の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

申請番号19番、21番につきまして、筒井正之推進委員から意見ををお願いします。

筒井正之
推進委員

それでは、申請番号19番から説明いたします。

10月24日に、農業委員会、農業委員そして私で、現地の確認を行いました。その結果、当該地区の周辺には宅地化が進んでおり、先程事務局が説明したとおり、排水等についても問題はないかと思われますので、ご審議をお願いします。それと、続いて申請番号21番についても、10月24日に農業委員会、農業委員そして私で現地確認しました結果、現地については、先程説明

	したとおり、排水等についても問題ないかと思われますので、ご審議をお願いします。 それと続いて、申請番号 21 番についても、10 月 24 日に同じく、農業委員会、農業委員そして私で現地を確認しました結果、現地については、先程説明したとおり、当該地区の地目についても、周辺は住宅地に囲まれており、排水等についても、整備をされておりますので、これについても問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございました。 次に申請番号 20 番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。
永野次郎 推進委員	さる 10 月 24 日、私と中野委員と事務局で、現地を確認に行きました。事務局の説明とおり、問題ないと思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2 番：中野委員からも意見があればお願いします。
2 番： 中野委員	事務局、永野委員の言うとおり、周りが住宅地でありまして、問題はないと思われます。 ご審議よろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 55 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 55 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第

	18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 24 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 71,118 m²、畑の面積が 23,712 m²で、利用権を設定する農家数 41 件、利用権の設定等を受ける農家数 12 件で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 40,754 m²、使用貸借に係る面積 54,076 m²です。 詳細につきましては、議案書 9 ページから記載していますのでご確認ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 56 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 56 号、25 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙貸付調書についてあわせてご覧ください。 議案書の 11 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページで、借受者、 さんに 12 件の合計面積が 15,672 m²の貸し付けが示されています。 2、3 ページで、借受者、 さんに 23 件の合計面積が 28,892 m²の貸し付けが示されています。 4 ページで、借受者、 さんに 2 件の合計面積が 2,095 m²の貸し付けが示されています。 5 ページで、借受者、 に 4 件の合計面積が 9,044 m²の貸し付けが示されています。 6 ページで、借受者、 さんに 2 件の合計面積が 2,630 m²の貸し付けが示されています。 7、8 ページで、借受者、 さんに 13 件の合計面積が 8,772 m²の貸

	し付けが示されています。 9 ページで、借受者、[] に 1 件の面積が 611 m²の貸し付けが示されています。 10 ページで、借受者、[] さんに 1 件の面積が 758 m²の貸し付けが示されています。 11 ページで、借受者、[] さんに 4 件の合計面積が 4,327 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 57 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 57 号、非農地証明願についてです。議案書 26 ページからをご覧ください。 申請番号 21 番、所在が [] 字 [] 番、地目が畑、面積 360 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃に、たばこの乾燥施設を建て、現在にいたっているとのことで、現地確認したところ、申請どおり、たばこの乾燥施設と農業用倉庫が建っており、非農地として認められると考えられます。 申請番号 22 番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆、地目が田、合計面積 850 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、申請者の父が祖父より昭和 41 年に相続したが、すでにその時には、生活基盤が九州にはなく、相続以降耕作できずに山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり雑木林となっており、非農地として認められると考えます。 申請番号 23 番、所在が [] 字 [] 番 []、地目が田、面積 14 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、平成 23 年 8 月 1 日付け、農地法第 5 条の許可を受け、田への進入路用地として整備したが、地目変更登記を失念していたとのことです。 現地確認したところ、申請どおり農地への進入路となっており、非農地と

議 長	して認められると考えます。 以上、審議の程お願いします。 事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 21 番につきまして、板井伸博推進委員から意見をお願いします。
板井伸博 推進委員	申請番号 21 番につきましては、さる 10 月 26 日に、事務局、友延委員とで現地確認を行いました。内容については、先程事務局からの説明のとおり、特に問題はありません。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、3 番：友延委員から意見をお願いします。
3 番： 友延委員	事務局と板井推進委員と同意見です。なんら問題はありませんでした。 よろしくご審議お願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 22 番につきまして、芹川豊彦推進委員及び永野次郎推進委員から意見をお願いします。
芹川豊彦 推進委員	それでは 22 番、10 月 23 日に、事務局と内田委員と私とで、現地を確認しました。 説明は、申請事由及び現在の状況に書かれているとおりで、山林化しており非農地で問題ないと思われます。
永野次郎 推進委員	さる 10 月 24 日、私と事務局と中野委員とで現地を確認いたしました。 22 番につきましては、その時、行って見た時にすでに山林化していて、ちょっと復帰は、難しいみたいなので、非農地としてするのが、妥当だと思いますので問題ないと思われます。 23 番については、事務局の説明とおり、問題ないと思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、4 番：内田委員、2 番：中野委員からも意見があればお願いします。
4 番： 内田委員	22 番につきまして、芹川推進委員と 23 日に現地確認をしました。 現場は、大きな木が生えておりまして、とても田とはいえないような状況

	事務局から報告します。 事務局 報告事項2、農業用施設の届出について、次のとおり、届出がありましたので報告します。28 ページになります。 施設番号2、届出者は■■■■の■■■■さんで、■■■■字■■■■番■■■■の畑の一部、135 m²に施設面積 48 m²のぶどうの出荷調整場を建築したいとのことです。 以上報告します。 議 長 この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声) 議 長 ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和5年度豊後高田市農業委員会第8回総会を閉会します。 お疲れ様でした。 それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。 その他の事項 (別紙配布) 農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について 耕作放棄地に係る利用意向調査について 次回 (令和5年度：第9回) 総会について 午前 10 時 58 分 令和5年 11 月 7 日
--	---